

令和6年度

富士吉田市
一般会計
特別会計 予算書及び予算説明書
事業会計

目

次

【予算書】

1. 富士吉田市一般会計予算書	1
2. 富士吉田市国民健康保険特別会計予算書	12
3. 富士吉田市後期高齢者医療特別会計予算書	16
4. 富士吉田市介護保険特別会計予算書	19
5. 富士吉田市介護予防支援事業特別会計予算書	22
6. 富士吉田市看護専門学校特別会計予算書	25
7. 富士吉田市立病院事業会計予算書	28
8. 富士吉田市水道事業会計予算書	34
9. 富士吉田市下水道事業会計予算書	39

【予算説明書】

10. 富士吉田市一般会計予算説明書	44
11. 富士吉田市国民健康保険特別会計予算説明書	143
12. 富士吉田市後期高齢者医療特別会計予算説明書	165
13. 富士吉田市介護保険特別会計予算説明書	171
14. 富士吉田市介護予防支援事業特別会計予算説明書	194
15. 富士吉田市看護専門学校特別会計予算説明書	204
16. 富士吉田市立病院事業会計予算説明書	216
17. 富士吉田市水道事業会計予算説明書	251
18. 富士吉田市下水道事業会計予算説明書	275

一 般 会 計 予 算 書

令和 6 年度 富士吉田市一般会計予算

令和 6 年度 富士吉田市一般会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 28,320,000 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

（継続費）

第 2 条 地方自治法第 212 条第 1 項の規定による継続費の経費の総額及び年割額は、「第 2 表 継続費」による。

（債務負担行為）

第 3 条 地方自治法第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 3 表 債務負担行為」による。

（地方債）

第 4 条 地方自治法第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 4 表 地方債」による。

（一時借入金）

第 5 条 地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、3,000,000 千円と定める。

（歳出予算の流用）

第 6 条 地方自治法第 220 条第 2 項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和 6 年 3 月 1 日 提出

富士吉田市長 堀 内 茂

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 市 税		6,801,680
	1 市 民 税	3,125,268
	2 固 定 資 産 税	2,801,315
	3 軽 自 動 車 税	190,209
	4 市 た ば こ 税	445,844
	5 都 市 計 画 税	188,482
	6 入 湯 税	50,562
2 地 方 譲 与 税		137,805
	1 地 方 揮 発 油 譲 与 税	28,000
	2 自 動 車 重 量 譲 与 税	88,000
	3 森 林 環 境 譲 与 税	21,805
3 利 子 割 交 付 金		4,000
	1 利 子 割 交 付 金	4,000
4 配 当 割 交 付 金		39,000
	1 配 当 割 交 付 金	39,000
5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金		45,000
	1 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	45,000
6 法 人 事 業 税 交 付 金		145,000
	1 法 人 事 業 税 交 付 金	145,000
7 地 方 消 費 税 交 付 金		1,320,000
	1 地 方 消 費 税 交 付 金	1,320,000
8 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金		4,000
	1 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	4,000
9 環 境 性 能 割 交 付 金		21,000
	1 環 境 性 能 割 交 付 金	21,000
10 国 有 提 供 施 設 等 所 在 市 町 村 助 成 交 付 金		166,464

(単位：千円)

款	項	金 額
10 国有提供施設等所在市町村助成交付金	1 国有提供施設等所在市町村助成交付金	166,464
11 地 方 特 例 交 付 金		38,000
	1 地 方 特 例 交 付 金	38,000
12 地 方 交 付 税		3,050,000
	1 地 方 交 付 税	3,050,000
13 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金		6,000
	1 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	6,000
14 分 担 金 及 び 負 担 金		961,728
	1 負 担 金	961,728
15 使 用 料 及 び 手 数 料		443,798
	1 使 用 料	281,453
	2 手 数 料	162,345
16 国 庫 支 出 金		3,258,625
	1 国 庫 負 担 金	1,970,222
	2 国 庫 補 助 金	1,274,005
	3 委 託 金	14,398
17 県 支 出 金		1,449,415
	1 県 負 担 金	900,255
	2 県 補 助 金	537,207
	3 委 託 金	11,953
18 財 産 収 入		63,242
	1 財 産 運 用 収 入	63,240
	2 財 産 売 払 収 入	2
19 寄 附 金		2,000,014
	1 寄 附 金	2,000,014

(単位：千円)

款	項	金 額
20 繰 入 金		5,192,380
	1 基 金 繰 入 金	5,192,380
21 繰 越 金		30,000
	1 繰 越 金	30,000
22 諸 収 入		1,214,949
	1 延 滞 金 加 算 金 及 び 過 料	10,000
	2 市 預 金 利 子	592
	3 貸 付 金 元 利 収 入	1,100
	4 雑 入	1,203,257
23 市 債		1,927,900
	1 市 債	1,927,900
歳 入 合 計		28,320,000

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 議 会 費		193,770
	1 議 会 費	193,770
2 総 務 費		5,426,687
	1 総 務 管 理 費	4,860,416
	2 徴 税 費	265,973
	3 戸 籍 住 民 基 本 台 帳 費	225,108
	4 選 挙 費	30,988
	5 統 計 調 査 費	13,372
	6 監 査 委 員 費	30,830
3 民 生 費		7,660,329
	1 社 会 福 祉 費	3,787,411
	2 児 童 福 祉 費	3,296,206
	3 生 活 保 護 費	576,232
	4 災 害 救 助 費	480
4 衛 生 費		3,913,074
	1 保 健 衛 生 費	2,247,727
	2 清 掃 費	1,665,347
5 農 林 水 産 業 費		346,117
	1 農 業 費	174,127
	2 林 業 費	171,990
6 商 工 費		639,816
	1 商 工 費	639,816
7 土 木 費		3,458,155
	1 土 木 管 理 費	316,017
	2 道 路 橋 梁 費	1,548,070
	3 河 川 費	10,000

(単位：千円)

款			項			金 額	
7	土 木 費	4	都 市 計 画 費	358,668			
		5	下 水 道 費	611,724			
		6	住 宅 費	613,676			
8	消 防 費			859,715			
		1	消 防 費	859,715			
9	教 育 費			4,128,403			
		1	教 育 総 務 費	546,048			
		2	小 学 校 費	714,470			
		3	中 学 校 費	1,507,503			
		4	社 会 教 育 費	568,096			
		5	保 健 体 育 費	792,286			
10	災 害 復 旧 費			3			
		1	公 共 土 木 施 設 災 害 復 旧 費	1			
		2	農 林 水 産 施 設 災 害 復 旧 費	2			
11	公 債 費			1,663,893			
		1	公 債 費	1,663,893			
12	諸 支 出 金			38			
		1	土 地 開 発 基 金 費	38			
13	予 備 費			30,000			
		1	予 備 費	30,000			
歳 出 合 計				28,320,000			

第 2 表 継 続 費

(単位：千円)

款	項	事業名	総額	年度	年割額
7 土木費	2 道路橋梁費	横町熊穴線外 2 路線整備事業 (R6・7 継続事業)	93,923	令和 6 年度	35,542
				令和 7 年度	58,381
9 教育費	4 社会教育費	御師外川家住宅等整備活用事業	150,788	令和 6 年度	50,973
				令和 7 年度	99,815
9 教育費	4 社会教育費	博物館管理運営事業	99,682	令和 6 年度	37,928
				令和 7 年度	61,754

第 3 表 債 務 負 担 行 為

事 項	期 間	限 度 額
令和 6 年度行政系サーバー式賃借料	令和 7 年度から令和11年度まで	19,939 千円
令和 6 年度ネットワークスイッチ一式賃借料	令和 7 年度から令和11年度まで	21,444 千円
令和 6 年度クライアントパソコン（1 期）賃借料	令和 7 年度から令和11年度まで	19,998 千円
令和 6 年度クライアントパソコン（2 期）賃借料	令和 7 年度から令和11年度まで	13,450 千円
令和 6 年度クライアントパソコン（3 期）賃借料	令和 7 年度から令和11年度まで	13,939 千円
令和 6 年度無線アクセスポイント賃借料	令和 7 年度から令和11年度まで	15,269 千円
戸籍・戸籍附票システムの標準化・共通化に係る事業業務委託	令和 7 年度	19,690 千円
土木積算システムリース料	令和 7 年度から令和11年度まで	16,700 千円
消防ポンプ車購入	令和 7 年度	63,457 千円
外国語指導委託（小・中学校11名分）	令和 7 年度	56,790 千円

事 項	期 間	限 度 額
市内小中学校教職員パソコン機器賃借料（Eグループ）	令和7年度から令和11年度まで	25,478 千円
市内小中学校教職員タブレットリース料	令和7年度から令和11年度まで	51,847 千円
市内小学校防犯カメラ機器一式リース料	令和7年度から令和11年度まで	14,066 千円
ヘリテージ富士プロジェクターリース料	令和7年度から令和11年度まで	28,253 千円
令和6年度に銀行その他の金融機関が富士吉田市土地開発公社に融資した開発資金の債務保証	令和6年度以降事業費借入金 償還期間の満了の日まで	2,000,000千円を限度として貸付けた場合の 元利金（遅延利息を含む）に相当する額

第 4 表 地 方 債

(単位：千円)

起 債 の 目 的	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
1 公 共 施 設 整 備 事 業 債	47,100	普 通 貸 借	6.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融通条件により、銀行その他の場合は、その債権者と協定するものとする。 ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは低利借換又は繰上償還することができる。
2 看 護 専 門 学 校 整 備 事 業 債	15,200	同 上	同 上	同 上
3 農 業 基 盤 整 備 事 業 債	11,500	同 上	同 上	同 上
4 林 道 整 備 事 業 債	12,300	同 上	同 上	同 上
5 道 路 整 備 事 業 債	491,900	同 上	同 上	同 上
6 橋 梁 整 備 事 業 債	56,300	同 上	同 上	同 上
7 公 営 住 宅 整 備 事 業 債	224,100	同 上	同 上	同 上
8 砂 防 地 す べ り 対 策 事 業 債	10,000	同 上	同 上	同 上

起 債 の 目 的	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
9 公 園 整 備 事 業 債	38,000	普 通 貸 借	6.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融通条件により、銀行その他の場合は、その債権者と協定するものとする。 ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは低利借換又は繰上償還することができる。
10 小 学 校 債	278,700	同 上	同 上	同 上
11 中 学 校 債	533,600	同 上	同 上	同 上
12 社 会 教 育 債	69,200	同 上	同 上	同 上
13 臨 時 財 政 対 策 債	140,000	同 上	同 上	同 上
計	1,927,900			

国民健康保険特別会計予算書

議案第 2 号

令和 6 年度富士吉田市国民健康保険特別会計予算

令和 6 年度富士吉田市国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（ 歳 入 歳 出 予 算 ）

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 5,036,854 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

（ 一 時 借 入 金 ）

第 2 条 地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、200,000 千円と定める。

（ 歳 出 予 算 の 流 用 ）

第 3 条 地方自治法第 220 条第 2 項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和 6 年 3 月 1 日 提出

富士吉田市長 堀 内 茂

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 国 民 健 康 保 険 税		888,850
	1 国 民 健 康 保 険 税	888,850
2 使 用 料 及 び 手 数 料		160
	1 手 数 料	160
3 国 庫 支 出 金		2
	1 国 庫 補 助 金	2
4 県 支 出 金		3,541,248
	1 県 負 担 金 ・ 補 助 金	3,541,247
	2 財 政 安 定 化 基 金 支 出 金	1
5 財 産 収 入		38
	1 財 産 運 用 収 入	38
6 繰 入 金		596,542
	1 他 会 計 繰 入 金	462,873
	2 基 金 繰 入 金	133,669
7 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
8 諸 収 入		10,012
	1 延 滞 金 加 算 金 及 び 過 料	5,001
	2 受 託 事 業 収 入	1
	3 雑 収 入	5,010
9 市 債		1
	1 財 政 安 定 化 基 金 貸 付 金	1
歳 入 合 計		5,036,854

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 総 務 費		167,041
	1 総 務 管 理 費	152,931
	2 徴 税 費	5,813
	3 運 営 協 議 会 費	208
	4 趣 旨 普 及 費	8,089
2 保 険 給 付 費		3,458,402
	1 療 養 諸 費	2,949,297
	2 高 額 療 養 費	490,829
	3 移 送 費	120
	4 出 産 育 児 諸 費	13,506
	5 葬 祭 諸 費	4,500
	6 傷 病 手 当 諸 費	150
3 国 民 健 康 保 険 事 業 費 納 付 金		1,291,995
	1 医 療 給 付 費 分	872,805
	2 後 期 高 齢 者 支 援 金 等 分	308,020
	3 介 護 納 付 金 分	111,170
4 共 同 事 業 拠 出 金		3
	1 共 同 事 業 拠 出 金	3
5 財 政 安 定 化 基 金 拠 出 金		1
	1 財 政 安 定 化 基 金 拠 出 金	1
6 保 健 事 業 費		75,070
	1 特 定 健 康 診 査 等 事 業 費	45,423
	2 保 健 事 業 費	29,647
7 基 金 積 立 金		38
	1 基 金 積 立 金	38
8 公 債 費		1

(単位：千円)

款		項	金 額
8	公 債 費	1 財 政 安 定 化 基 金 償 還 金	1
9	諸 支 出 金		14,303
		1 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	9,903
		2 他 会 計 繰 出 金	4,400
10	予 備 費		30,000
		1 予 備 費	30,000
	歳 出	合 計	5,036,854

後期高齢者医療特別会計予算書

議案第 3 号

令和 6 年度富士吉田市後期高齢者医療特別会計予算

令和 6 年度富士吉田市後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（ 歳 入 歳 出 予 算 ）

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1,279,225 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

（ 一 時 借 入 金 ）

第 2 条 地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、100,000 千円と定める。

令和 6 年 3 月 1 日 提出

富士吉田市長 堀 内 茂

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 後 期 高 齢 者 医 療 保 険 料		562,144
	1 後 期 高 齢 者 医 療 保 険 料	562,144
2 使 用 料 及 び 手 数 料		16
	1 手 数 料	16
3 繰 入 金		716,060
	1 一 般 会 計 繰 入 金	716,060
4 諸 収 入		1,005
	1 延 滞 金 加 算 金 及 び 過 料	2
	2 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	1,001
	3 雑 入	2
歳 入 合 計		1,279,225

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 総 務 費		7,556
	1 総 務 管 理 費	3,517
	2 徴 収 費	4,039
2 分 担 金 及 び 負 担 金		1,260,668
	1 後 期 高 齢 者 医 療 負 担 金	1,260,668
3 諸 支 出 金		1,001
	1 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	1,001
4 予 備 費		10,000
	1 予 備 費	10,000
歳 出	合 計	1,279,225

介護保険特別会計予算書

令和 6 年度富士吉田市介護保険特別会計予算

令和 6 年度富士吉田市介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（ 歳 入 歳 出 予 算 ）

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 4,626,053 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

（ 一 時 借 入 金 ）

第 2 条 地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、100,000 千円と定める。

（ 歳 出 予 算 の 流 用 ）

第 3 条 地方自治法第 220 条第 2 項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和 6 年 3 月 1 日 提出

富士吉田市長 堀 内 茂

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 保 険 料		908,591
	1 介 護 保 険 料	908,591
2 分 担 金 及 び 負 担 金		10,851
	1 負 担 金	10,851
3 使 用 料 及 び 手 数 料		30
	1 手 数 料	30
4 国 庫 支 出 金		1,082,939
	1 国 庫 負 担 金	795,430
	2 国 庫 補 助 金	287,509
5 支 払 基 金 交 付 金		1,190,683
	1 支 払 基 金 交 付 金	1,190,683
6 県 支 出 金		638,749
	1 県 負 担 金	615,863
	2 財 政 安 定 化 基 金 支 出 金	1
	3 県 補 助 金	22,885
7 財 産 収 入		109
	1 財 産 運 用 収 入	109
8 繰 入 金		785,159
	1 一 般 会 計 繰 入 金	725,839
	2 基 金 繰 入 金	59,320
9 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
10 諸 収 入		8,941
	1 延 滞 金 加 算 金 及 び 過 料	1
	2 雑 入	8,940
歳 入	合 計	4,626,053

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 総 務 費		84,218
	1 総 務 管 理 費	51,127
	2 徴 収 費	5,830
	3 介 護 認 定 審 査 会 費	26,842
	4 趣 旨 普 及 費	297
	5 運 営 協 議 会 費	122
2 保 険 給 付 費		4,342,442
	1 介 護 サ ー ビ ス 等 諸 費	4,008,142
	2 介 護 予 防 サ ー ビ ス 等 諸 費	45,156
	3 高 額 サ ー ビ ス 費	99,950
	4 高 額 医 療 合 算 介 護 サ ー ビ ス 等 費	13,158
	5 特 定 入 所 者 介 護 サ ー ビ ス 費	171,502
	6 そ の 他 諸 費	4,534
3 財 政 安 定 化 基 金 拠 出 金		1
	1 財 政 安 定 化 基 金 拠 出 金	1
4 基 金 積 立 金		109
	1 基 金 積 立 金	109
5 地 域 支 援 事 業 費		188,281
	1 介 護 予 防 事 業 費	107,063
	2 包 括 的 支 援 事 業 ・ 任 意 事 業 費	81,218
6 諸 支 出 金		1,002
	1 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	1,002
7 予 備 費		10,000
	1 予 備 費	10,000
歳 出	合 計	4,626,053

介護予防支援事業特別会計予算書

議案第 5 号

令和 6 年度富士吉田市介護予防支援事業特別会計予算

令和 6 年度富士吉田市介護予防支援事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（ 歳 入 歳 出 予 算 ）

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 16,184 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

（ 一 時 借 入 金 ）

第 2 条 地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1,000 千円と定める。

令和 6 年 3 月 1 日 提出

富士吉田市長 堀 内 茂

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算

歳 入

(単位：千円)

款		項	金 額
1	サ	ー	ビ
		ス	収 入
			7,026
		1	介護給付費収入（介護予防給付費収入）
			7,026
2	繰	入	金
			9,158
		1	他 会 計 繰 入 金
			9,158
歳 入		合 計	16,184

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 介 護 予 防 サ ー ビ ス 事 業 費		15,884
	1 介 護 予 防 支 援 事 業 費	15,884
2 予 備 費		300
	1 予 備 費	300
歳 出	合 計	16,184

看護専門学校特別会計予算書

議案第 6 号

令和 6 年度富士吉田市看護専門学校特別会計予算

令和 6 年度富士吉田市看護専門学校特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（ 歳 入 歳 出 予 算 ）

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 215,403 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

（ 一 時 借 入 金 ）

第 2 条 地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、20,000 千円と定める。

令和 6 年 3 月 1 日 提出

富士吉田市長 堀 内 茂

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 使 用 料 及 び 手 数 料		18,895
	1 使 用 料	17,480
	2 手 数 料	1,415
2 県 支 出 金		23,000
	1 県 補 助 金	23,000
3 繰 入 金		168,747
	1 他 会 計 繰 入 金	168,747
4 諸 収 入		4,761
	1 雑 入	4,761
歳 入 合 計		215,403

歳 出

(単位：千円)

款		項	金 額
1 総	務 費		214,403
		1 総 務 管 理 費	214,403
2 予	備 費		1,000
		1 予 備 費	1,000
歳 出 合 計			215,403

市立病院事業会計予算書

令和 6 年度富士吉田市立病院事業会計予算

(総 則)

第 1 条 令和 6 年度富士吉田市立病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 業 務 量

イ 病 床 数	310 床			
一 般 病 床	300 床			
I C U 病 床	6 床			
感 染 症 病 床	4 床			
ロ 患 者 数	年 間	246, 700 人	一日平均	896 人
入 院 患 者	〃	86, 200 人	〃	236 人
外 来 患 者	〃	160, 500 人	〃	660 人

(2) 建設改良計画

イ 病院改良工事	347, 050 千円
ロ 医療機器等購入	296, 384 千円

ハ	リース債務償還金	165,830 千円
---	----------	------------

(収益的收入及び支出)

第3条 収益的收入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収		入
第1款	病院事業収益	9,270,833 千円
第1項	医 業 収 益	8,177,172 千円
第2項	医 業 外 収 益	949,226 千円
第3項	特 別 利 益	144,435 千円
支		出
第1款	病院事業費用	9,424,921 千円
第1項	医 業 費 用	9,300,738 千円
第2項	医 業 外 費 用	123,182 千円
第3項	特 別 損 失	1 千円
第4項	予 備 費	1,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額312,318千円は、過年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額75,495千円と過年度分損益勘定留保資金236,823千円で補てんするものとする。）。

		収	入
第1款	資本的収入		850,126千円
第1項	企 業 債		553,700千円
第2項	負 担 金		207,024千円
第3項	補 助 金		89,400千円
第4項	固定資産売却代金		1千円
第5項	寄 附 金		1千円
		支	出
第1款	資本的支出		1,162,444千円
第1項	建 設 改 良 費		809,265千円
第2項	企 業 債 償 還 金		313,179千円
第3項	予 備 費		40,000千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
病院事業債	553,700 千円	普通貸借	6.0%以内 (ただし、利率見直し 方式で借り入れる政府 資金及び地方公共団体 金融機構資金につい て、利率の見直しを行 った後においては、当 該見直し後の利率)	政府資金については、その融通条件によ り、銀行その他の場合は、その債権者と協 定するものとする。 ただし、市財政の都合により据置期間及び 償還期限を短縮し、若しくは低利借換又は 繰上償還することができる。

(一 時 借 入 金)

第6条 一時借入金の限度額は、1,000,000 千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 医業費用と医業外費用

(議会の議決を経なければ流用することができない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- | | |
|-----------|--------------|
| (1) 職員給与費 | 4,585,074 千円 |
| (2) 交際費 | 1,000 千円 |

(他会計からの補助金)

第9条 他会計からこの会計へ繰入を受ける金額は、次のとおりである。

- | | |
|------------|------------|
| (1) 他会計補助金 | 144,773 千円 |
|------------|------------|

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、2,527,838 千円と定める。

(重要な資産の取得及び処分)

第11条 重要な資産の取得及び処分は、次のとおりとする。

(1) 取得する資産

種類	名称	数量
医療機器	据置型デジタル式循環器用X線透視診断装置	一式
医療機器	高圧蒸気滅菌装置	一式

令和6年3月1日 提出

富士吉田市長 堀 内 茂

水道事業会計予算書

議案第8号

令和6年度富士吉田市水道事業会計予算

(総 則)

第1条 令和6年度富士吉田市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給 水 戸 数 (メーター数)	19,722 戸		
(2) 年 間 総 給 水 量	6,024,183 m ³		
(3) 一 日 平 均 給 水 量	16,505 m ³		
(4) 主 要 な 建 設 改 良 事 業	第8期事業第12年度事業		
	鐘山配水区配水管工事	L=440.0m	120,052 千円
	西原配水区配水管工事	L=745.0m	77,583 千円

(収益的收入及び支出)

第3条 収益的收入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 水道事業収益	837,919 千円
第1項 営業収益	593,645 千円
第2項 営業外収益	244,273 千円
第3項 特別利益	1 千円

支 出

第1款 水道事業費用	812,835 千円
第1項 営業費用	762,912 千円
第2項 営業外費用	48,922 千円
第3項 特別損失	1 千円
第4項 予備費	1,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額340,551千円は、消費税及び地方消費税資本的収支調整額34,018千円、損益勘定留保資金163,533千円、建設改良積立金143,000千円で補てんするものとする。)。

収 入

第1款 資 本 の 収 入	546,925 千円
第1項 企 業 債	243,200 千円
第2項 負 担 金	155,725 千円
第3項 補 助 金	138,592 千円
第4項 出 資 金	9,407 千円
第5項 固 定 資 産 売 却 代 金	1 千円

支 出

第1款 資 本 の 支 出	887,476 千円
第1項 建 設 改 良 費	725,561 千円
第2項 企 業 債 償 還 金	156,915 千円
第3項 予 備 費	5,000 千円

(企 業 債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
配水設備工事債	243,200千円	普通貸借	6.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	政府資金については、その融通条件により、銀行その他の場合は、その債権者と協定するものとする。 ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは低利借換又は繰上償還することができる。

(一 時 借 入 金)

第6条 一時借入金の限度額は、550,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用と営業外費用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費	91,492 千円
-----------	-----------

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、20,000千円と定める。

令和6年3月1日提出

富士吉田市長 堀内 茂

下 水 道 事 業 会 計 予 算 書

議案第9号

令和6年度富士吉田市下水道事業会計予算

(総 則)

第1条 令和6年度富士吉田市下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- | | |
|-----------------------|---|
| (1) 接 続 戸 数 | 6,661 戸 |
| (2) 年 間 総 排 出 量 | 2,599,903 m ³ |
| (3) 一 日 平 均 排 出 量 | 7,123 m ³ |
| (4) 主 要 な 建 設 改 良 事 業 | 国庫第1工区（県道新田下吉田線） L=198.1m 38,500千円（社交金事業） |
| | 国庫第8工区（御座石線外） L=256.0m 38,500千円（社交金事業） |
| | 小明見マンホールポンプ改修 1基 32,000千円（防災・安全事業） |

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収		入
第1款	下水道事業収益	923,936 千円
第1項	営業収益	277,692 千円
第2項	営業外収益	646,243 千円
第3項	特別利益	1 千円
支		出
第1款	下水道事業費用	883,425 千円
第1項	営業費用	822,139 千円
第2項	営業外費用	57,285 千円
第3項	特別損失	1 千円
第4項	予備費	4,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額294,547千円は、消費税及び地方消費税資本的収支調整額28,760千円及び損益勘定留保資金265,787千円で補てんするものとする。）。

		收	入
第1款	資本的収入		729,764 千円
第1項	企業債		401,500 千円
第2項	補助金		163,000 千円
第3項	負担金等		165,264 千円
		支	出
第1款	資本の支出		1,024,311 千円
第1項	建設改良費		651,041 千円
第2項	企業債償還金		373,270 千円

(企 業 債)

第 5 条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
公共下水道事業	千円 245,200	普通貸借	6. 0 %以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融通条件により、銀行その他の場合は、その債権者と協定するものとする。 ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは低利借換又は繰上償還することができる。
流域下水道事業	千円 132,300	普通貸借		
特別措置分	千円 24,000	普通貸借		

(一 時 借 入 金)

第 6 条 一時借入金の限度額は、500,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第 7 条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用と営業外費用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費

57,462 千円

令和6年3月1日提出

富士吉田市長 堀内 茂